

岩手県告示第644号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第4項において準用する同法第7条第4項の規定により、狩猟鳥獣の捕獲等の制限の一部を解除することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成21年8月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年9月16日(水) 午後2時から
- (2) 場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁P-1会議室

2 公聴会において聴こうとする案件

捕獲等の制限の一部を解除することについて

- (1) 捕獲等の制限の一部を解除する狩猟鳥獣の種類 ニホンジカ
- (2) 捕獲等の制限の一部を解除する区域及び内容

区 域	内 容
大船渡市、陸前高田市、釜石市及び気仙郡住田町の区域	捕獲等ができるニホンジカの数を1日1人当たり3頭までとする。ただし、ニホンジカの雄にあつては、1日1人当たり1頭までとする。
県内一円の区域。ただし、大船渡市、陸前高田市、釜石市及び気仙郡住田町の区域を除く。	捕獲等ができるニホンジカの数を1日1人当たり5頭までとする。